

令和4年第2回稲城市教育委員会定例会

1 令和4年2月15日、午前10時から、消防署講堂において、令和4年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 石田 昭男

教育指導担当部長 大川 優

教育総務課長 佐藤 知子

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 奥谷 庸子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 中島 由美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第4号議案

「令和3年度教育費補正予算（第4号）の提出について」

(5) 日程第5 第5号議案

「稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する規則」

(6) 追加日程第1 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和4年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、杉本委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 令和4年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 学校開放事業について（1月分）

学務課長 　1 不登校による欠席児童・生徒数について（1月分）
2 学校給食費未納に対する臨戸徴収の実施について
3 第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
4 新型コロナウイルス感染症による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
5 令和3年度児童・生徒数・学級数について（令和4年2月1日現在）

指導課長 　1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育活動の振興について
2 芸術文化活動の振興について
3 文化財の保護と普及について

- 4 生涯学習推進事業について
- 5 学校施設コミュニティ開放事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況について（12月分）
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館1月分、i プラザ12月分）

- 学校給食課長
- 1 3学期の学校給食開始について
 - 2 稲城市監査委員市内現場視察対応について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催行事について
 - 4 巡回資料展示会について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 学校との連携について
 - 8 図書館の利用状況について（1月分）

教 育 長 教育行政報告が終わりました。
それでは、日程第4 第4号議案「令和3年度教育費補正予算（第4号）の提出について」を議題といたします。
本案につきましては予算案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は非公開といたします。これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

（これより第4号議案は非公開審議）

（非公開審議録は別紙）

（これにて第4号議案の非公開審議は終了）

(暫時休憩)

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第4号議案「令和3年度教育費補正予算（第4号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、第5号議案「稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市教育委員会が後援する各種事業の後援承認条件を変更するため、稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する必要があるもので、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

資料は43ページから46ページ、議案関係資料5ページから12ページをご覧ください。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からオンラインで開催する事業の新規申請が増えておりました、これに伴い、稲城市との関連性があまり見受けられない後援名義申請が出ているという状況を踏まえ、このたび規則の見直しをするものでございます。

議案関係資料7ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。

主な内容をご説明させていただきます。新旧対照表の下線部が関係する部分になります。

初めに、第2条の適用範囲について、文言の整理を行っております。

また、第2号、(2)と記載している部分でございしますが、後援名義の使用申請を行うことができる団体の要件として、アからウの要件を追加しております。

初めに、アといたしまして、第6条の規定による届出を行っていること。こちら第6条の規定につきましては、事業の計画変更があった場合の届出に関する内容でございします。

次に、イとして、第7条の規定による承認の取消しを受けたことがないこと。第7条では、虚偽の申請があった場合や後援を決定する際に付され

た条件に違反した場合。また、この規則に違反した場合は承認を取り消すこととなっております。

ウとして、第8条の規定による実績報告を行っていること。第8条につきましては、事業終了後、速やかに実績報告を提出するという内容となっております。

次に、第3号関係(3)と記載しているところでございますが、事業の実施場所を東京都内、隣接する神奈川県川崎市、姉妹都市及び友好都市とし、それ以外の場所については、申請団体の事務所や主な活動場所が稲城市、姉妹都市又は友好都市にあることと規定しております。

次に、第4号関係(4)と記載しているところでございますが、文言の整理を行い、また事業の要件を追加しております。団体その他関係団体自らのために行う寄附又は署名活動を行わないこと。

キで、団体等、団体等が行う事業への勧誘を行わないこと。を追加しております。

次に、第3条及び第4条で文言の整理を行っております。

第5条関係で、後援名義使用期間の特例措置といたしまして、これまで教育委員会の専決事項としていたものを教育長の専決とするものでございます。

第7条関係で、後援名義承認取消時の教育委員会の免責事項及び団体の後援名義取消時の明示義務を規定しております。

第8条関係で、文言の整理を行っております。

最後に、様式関係で、後援名義不承認時の様式を新たに定めるとともに、文言の整理を行います。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 全体についての趣旨、方向がよく分かりました。確かに、オンラインでの開催が多くなっているという実態を踏まえたところでは、開催の場所、自治体についての関与の団体等の取決めが必要なところだと思います。

それを踏まえた上なんですけれど、新規に規定に入れた第2条の(2)過去に遡ってという規定がありますけれど、これを規定に入れることと考えられました理由について、ちょっと認識を共有しておきたいと思いますので、ご説明いただけますか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 教育委員会後援名義の承認を受けた事業につきましては、学校を通じて

児童生徒に広く周知をされる場合も多く、教育委員会としても承認に当たりまして、より慎重な審査が必要であると考えております。このため、承認に当たりまして、教育委員会として認めるに当たりまして、付した条件につきまして適正に守っていただく必要があると思ひ、このたび追加をしたものでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。より慎重にということ、また、この後援名義というものがお話のように児童生徒にも影響していくという、そういったことを考えますと、その趣旨について理解できます。

これでいいと思ひますけれど、ただ、考え方として確認しておきたいのは、申請に対する承認というのは、本来的には、そこで出されたものに対しての承認だろうと。世の中一般的に何かに対しての申請があつて承認するという手続の本来的な基本的なルールが出されたものに対しての純粹にそれに対してということだろうと思ひます。そこが、この規定を入れるということは、質問等が市民等、また申請者からの質問があつたときには納得していただけるような説明が必要だろうというふうには考えます。そして、確かに慎重ということは必要ではありますけれど、教育委員会の在り方についても、その辺まで私は、理念の共有をしておくべきところに突き詰めていくとたどり着いてしまうのではないかなということ、ちょっとこの件には考えさせられているところです。

そもそも教育委員会というのは管理するところなのか、それとも支援、サポートする立場なのか。学校の教育活動についても管理ということは必要な教育委員会の仕事、職務ではありますけれど、それを超えて支援サポートももちろん必要だろうと。そうしますと、市民やまた一般社会の方々が広く大衆の文化的な振興に資するような活動を行うことについては、姿勢としてはやはりサポート姿勢でいなければいけないだろうと。そのところも踏まえた上でのこの規定ということで、この第2条の(2)につきましても、多くの方がより参加しやすいように、安心して後援名義というのを、また申請者が出せるように、そういった意味合いで慎重にということよりも、そのようなスタンスを取っていただきたいというふうに思っております。結果としてはこれでいいと思ひますけれど、ちょっと考え方については、その辺のことも踏まえていただければと思ひます。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 教育委員会といたしましても、稲城市民や児童生徒に有益な事業は広く後援をしまして、後押しをしたいというふうな考えもございませう。

一方で、やはり名義を認める上で団体自体がきちんとした団体という

ころを審査をした上で承認する必要があるということで、今回、このような文言を追加させていただきました。

ただ、一回違反してしまったから承認をしないということではなくて、例えば変更届が出ていなかったりとか、事業実績報告が出ていない団体につきましては、ちゃんと出していただくような形でお話をさせていただきまして、そうした上で承認は認めていく方向になるのかなというふうには考えております。

ただ、一方で、取消しをしたということにつきましては、こちらは虚偽の申請ですとか、最初に付した条件に違反しているということで、こちらについては団体としての適性というところもありますので、そういったことにつきましては、その都度その団体さんともお話ししながら、なるべく認めていくような方向では考えておりますけれども、そのような悪質な場合、お約束を守っていただけない団体については、認めない方向もあるのかなということで考えております。

いずれにしましても、やはり先ほど言いました児童生徒ですとか市民にとって有益な事業は広く周知をしたいということもありますので、承認はしていきたいというようなことで考えております。

以上でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。今、教育総務課長がおっしゃいました、きちんとした団体という言葉がありましたけれど、きちんとしたというのは非常に抽象的な文言ですので、そのところは確実な言葉でこういった団体について承認しますということを伝えられるようにご準備をいただきたいと思うところです。

そして、続けてこのことに関連してです。今のご説明を伺ったところになるんですけど、承認をする際、最初の初めての段階として申請をいただいたときに、承認をする際、また、その承認後何らかの疑念等が生じたときに取消しをする際には、より一層の慎重な姿勢が求められるだろうと思いますので、そのところはよろしくお願いします。

もう1点関連して伺いたいことが1つあります。この(2)のA、イ、ウのような団体ということですが、団体というのは、非常に流動的な部分もありまして、同じ代表者、構成員であっても、団体の名称のみが変わっている場合はどうするのですとか、または名称は同じものでも全くこれは以前の様々な課題を克服した上で主催者、構成員も全て入れ替わった上で同じ名称を引き続き使っている、様々な場合があると思います。そういった場合の見極めはどういうふうにされますか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 教育委員会としては、申請書、また申請に当たりまして添付いただくような主催団体の規約ですとか名簿、また定款等それに準ずる書類を基に審査をさせていただきます。その提出された書類の中で審査を行い、またやはり団体との聞き取りの中で、そこら辺は見極めていくことになるのかなというふうに考えております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。適正に事業を実施しようとしている団体については、適正に応援ができるような、そのような審査をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

教育長 ほかに。
今泉委員。

今泉委員 第2条のところの(4)アというところで、ここ変更になるかと思うんですけども、スポーツの普及及び向上というふうになっております。旧のほうだとスポーツの向上普及に寄与するものであることですが、ここ確かに旧のほうはおかしいなと思うんですけども。新のほうで、普及及び向上ということで、スポーツの普及ということが広く皆さんに普及させていこうということで理解できるんですけど、スポーツの向上というのはどのようなことを意味するのかということをお教えいただければと思います。ここの文言、修正したほうがいいのかと思います。質問させていただきました。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 スポーツの向上というところですが、この文言につきましては、その前段の教育、学術、文化及びスポーツのということにも係りますので、そこは主には教育、学術、文化に係る文言ということで、併せてスポーツも入れたことから、このような形になっております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうですね、教育の向上、学術の向上、文化の向上、この辺り国語的にどうなんでしょうかという。技術の向上というものであれば、普通にずっと入ってくるのではあります。若干どうなのかなというところがございまして、質問させていただいたんですが。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 なかなか言葉では難しいところでもあるんですけども。私どもはこの言葉に既に慣れ親しんでいるので、あまり違和感を感じないところではあります。こちらに書いてある教育、学術、文化及びスポーツの普及と、その全体の向上ということで捉えていただければと考えております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 分かりました。捉えるようにいたします。

あと、もう一点。今回、後援名義、この内容を変えていくということで、従来あった後援名義と大きく違うところというのは、Z o o mでの開催が増えてきたというところがあったと思うんですけども、これ意見なんですけど、Z o o mでの開催ということで、非常に場合によっては主催している団体が明確に分からないようなこともあるかなと思いますので、この辺りについてはちょっと慎重に取り扱っていただきたいなと思います。教育委員会の後援名義ということで、教育委員会後援という文言があるだけで、ある意味、錦の御旗的なものが一般市民からは見ることができます。教育委員会が後援しているのだからというのが、多分一般市民の見方になると思いますので、その辺りは慎重に見ていただきたいなと思います。

意見です。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第5号議案「稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第1、報告事項です。本日の報告事項は1件です。

報告事項「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」を教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について、報告をさせていただきます。

まん延防止等重点措置期間が令和4年3月6日まで延長されたことに伴いまして、先月の教育委員会から変更がありました内容について、ご報告をさせていただきます。

1の学務課及び3の学校給食課については、変更はございません。

2の指導課関係でございますが、変更した内容といたしまして、①学習活動について、感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性の高い教育活動。例として音楽における歌唱やリコーダー等の管楽器を用いる活動、家庭科における調理実習等は控える。②部活動について。部活動は一律中止とはせず、自校内において可とし、リスクの高い活動は除く。積極的にその活動を推奨するわけではない。③校外学習について。2月までに予定されている校外学習については、3月に延期する。なお、見学先との関係等で3月に延期できないものについては、指導課担当へ相談という内容としております。

報告は以上でございます。

教 育 長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。

以上で、報告事項は「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 学務課に伺いたいと思います。

学級に複数の児童生徒の感染確認された場合、学校と協議し臨時休校を検討するということが計画されているわけですが、実際、もうご報告を時々いただきますように、複数の学級がこの規定に基づき臨時休業をされていますけれど、臨時休業、学級閉鎖をした後は、コロナの状況は、休業した学級はその後収まっていると言いますか、ちょっと明るい兆しが見えるようになっているんでしょうか。実際に休業の効果というものについて、教えてください。

教 育 長 学務課長。

学務課長 こちらに記載のとおり、学級閉鎖の基準といたしましては、2人以上感染者が出た場合、あるいは1人陽性が出て、なおかつ発熱症状の者が複数

いるでありますとか、あるいは1人陽性になりまして、その接触によりまして濃厚接触者が多数出ただとかという場合ですが、主には複数陽性者が出た場合、あるいは1人陽性で2人以上の風邪症状の者がいる場合に学級閉鎖をしている状況でございます。学級閉鎖、こちら、ご報告でもさせていただいておりますとおりでありますが、陽性者の児童生徒の最終登校日から5日間程度を空けて、その期間を学級閉鎖として定めております。実際には3日だとか、2、3日だとかというふうな期間になってしまうこともあるんですが、それを空けることによりまして、学級閉鎖明けには通常どおり授業を開始しております。今のところ、同じ学級で繰り返した学級閉鎖をしたというところはありませんので、一旦そこは落ち着いているのかなというふうには認識しております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

それと加えてもう1点、関連して確認させてください。閉鎖をした学級で閉鎖期間に入ってから、新たに感染が判明した児童生徒はいるのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 学級閉鎖期間中に新たに陽性の判明という事例は幾つかございます。それによりまして、ちょっと数が多いところに関しましては、期間を延長しているというようなことはございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。学級閉鎖に入ってから判明したというケースがあるということは、その閉鎖の判断が時期として適切だったという考え方ができるのではないかと思います。そのまま閉鎖せずに学校が通常授業を行っていたら、感染はさらに拡大していたということが十分想定されますので、そのところの判断の見極めは大切なところだと思いますが、現在のところ伺っている情報では、適切に判断、対応されているのだと思います。

また、閉鎖後についても引き続き、きちんと見届けていただきまして、もし、この閉鎖の基準が何らかの別の基準の設定が必要かどうかという、そのところも考えられるような想定をしながら、引き続き見守っていただき、学校と情報共有をしっかりとさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 ほかに。

吉田委員。

吉田委員　いま一度学務課にお願いしたいんですけども、杉本委員の意見に近いんですが、学級閉鎖が出て、その前後になるのか、昨年、抗原検査キットを購入したと思うんですが、その辺の使用状況はどうなっているのかというのを教えていただけますか。

教育長　学務課長。

学務課長　抗原検査キットにつきましては、この学級閉鎖に限らず不安がある、例えば風邪症状でありますとかという場合にお配りしているところがございます。この学級閉鎖との絡みにつきましては、学級閉鎖をしたときには、学校には、そのほかのクラスの児童生徒の保護者に対して、もしご希望やご心配があればお使いくださいということで、そういった案内をしていただけのようにお願いしているところがございます。

教育長　吉田委員。

吉田委員　ありがとうございます。早期に陽性者を発見するという事は、本当に大事なことだと思いますし、学級閉鎖に至る前に陽性者を発見して、少しでも感染が広がらないようにということで、引き続き、キットを有効活用していただいて、感染を広げないような対応ということでお願いしたいと思います。

意見をお願いします。

教育長　ほかに。
三戸委員。

三戸委員　指導課長にお伺いします。

③の校外学習について、2月中のものが3月に、これは原則としてということだと思いますが。最後のところに延期できないものについては、相談という形が書かれております。これ、例えば具体的にどういったような活動があったのか、あれば教えていただきたいと思います。

教育長　指導課長。

指導課長　現時点で相談は1件もございませんが、こちらで想定していたのは、例えば小学校6年生の国会の見学、こういったものが延期で2月まで引っ張っていた学校もあるかなというところで、それがもう3月では多分予定を取ることができないだろうと。そうであるならば、状況を鑑みて実施を可

とすることも検討をする必要があるかなと思ひまして、こういった文を入れさせていただいた次第です。

以上です。

教 育 長 三戸委員。

三戸委員 大変よく分かりました。なかなか年度末というところで難しい状況だと思ひますが、しっかり状況を見てご判断いただければと思ひます。

教 育 長 ほかに。
よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前10時58分閉会)